

# 令和3年版環境白書

## 第2章 安全で安心できる生活環境の保全

### 1. 水環境等の保全と対策

#### (2) 生活排水対策の推進

##### ① 公共下水道、浄化槽等の汚水処理施設の整備・更新の推進

#### (1) 事業目的

下水道は、快適でゆとりと潤いのある生活環境の創出に加えて、河川や湖沼など公共用水域における水質保全を図る上から、また、高齢化、少子化の進む本県にとって定住を図るためにも、必要不可欠な社会基盤施設です。

下水道の整備によって、都市は勿論のこと農山漁村においても、快適な生活と良好な環境の享受を可能にすることは、国民が健康で快適な生活を営んでいくためのいわゆるナショナルミニマムと認識されています。

本県の汚水処理人口普及率は全国に比べて大変遅れしており、下水道の整備が強く望まれています。

平成30年度に策定した「島根県生活排水処理ビジョン（第5次構想）」では、令和8年度末の普及率の目標を87%とし、事業主体である市町村とより一層連携を密にして下水道の整備に努めているところです。令和2年度末現在の普及率は資料編：表1のとおりであり、82%となっています。

#### (2) 取組状況

##### ① 流域下水道【下水道推進課】

流域下水道とは、市町村が管理する下水道により排除される下水を受けて、処理するために原則として都道府県が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいいます。

島根県では、松江市・安来市を対象とした宍道湖流域下水道東部処理区について昭和49年度から事業着手し、昭和56年4月に松江市の一部で供用を開始し、昭和63年4月に安来市で供用を開始しました。また、平成6年4月から宍道湖・中海の水質浄化のため、窒素及びリンを除去する高度処理をおこなっています。

また、松江市（旧宍道町）・出雲市を対象とした宍道湖流域下水道西部処理区については、昭和55年度から事業着手し、平成元年1月に出雲市の一一部で供用を開始し、平成3年4月に松江市（旧宍道町）で供用を開始しました。

##### ② 公共下水道【下水道推進課】

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し又は処理するために、市町村等が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものです。

また、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、又は公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの、及び処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な区域において施行されるものを特定環境保全公共下水道としています。

島根県では、令和2年度末までに公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業が8市9

町で実施され、供用が図られています。

### ③ 農業集落排水施設【農村整備課】

農業集落排水施設とは、農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善等を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水や汚泥を処理する施設であり、処理対象人口が概ね1,000人以下で事業実施しています。

事業実施により処理水は農業用水として、又汚泥は農地への循環利用が可能となり循環型社会の形成に寄与しています。

島根県では、昭和56年度に着手して以来、令和2年度までに、16市町（旧44市町村）148地区（153処理区）において事業を実施しています。

### ④ 漁業集落排水施設【水産課】

漁業集落排水とは、漁業集落における生活環境の改善、漁港周辺水域の環境保全を図るため、生活雑排水、し尿を併せて処理する施設の整備又は供用中の施設の適切な維持管理を行うために必要な長寿命化対策を行い、水産業及び漁村の発展に資することを目的としています。

現在までに県内の52地区で供用されており、令和2年度は、1地区で新規の施設整備を実施しています。また、漁業集落排水施設は令和2年度までに全ての地区について長寿命化計画（個別施設計画含む）を策定しています。この計画に基づき計画的に施設・設備の改築・更新を進めていきます。

### ⑤ 净化槽【下水道推進課】

近年、下水道と同等の処理能力を持つ浄化槽が開発され、住宅の散在する中山間地域の多い本県においては、今後の生活排水対策の柱として期待されています。

浄化槽の設置に対しては国の補助制度に合わせ、県でも全県の市町村を対象に公共浄化槽の整備に対して補助（生活排水処理普及促進交付金）することにより普及を図っています。

事業による整備実績は資料編：表2のとおりであり、令和2年度末現在で個人設置型浄化槽が21,721基、市町村設置型浄化槽が10,389基となっています。

## (3) 参考情報

島根県生活排水処理ビジョン（第5次構想）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/gesui/yakuwari/ouyouhen/seikatsuvision5.html>

## 【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 下水道推進課 農村整備課 水産課	0852-22-5227